書法叢集

番外書冊

座右書禮

人

書畫文房

内閣文庫
和書 類
一五五四四 號
二一 冊
一九八 函
一三 架

内閣文庫		
番號	和 15544	
冊數	21 (5)	
函號	198	182

考正 座右書禮式七目録

一 具足櫃蓋字之事

一 旗旌名字官書事

一 着到之事

一 手負注文之事

一 頸注文之事

一 高名之附首付札之事

一 軍陣生捕獄門札之事

一 感状之事

一 神前ニ太刀執時書付之事

一 神前ニ掛物書付之事

浅草文庫

一　具足樋前字之事
前字本事一入の五筆執早覚
文字精霊肝心也
一字九点之筆法と云や侍

前

一　旗旌名字官書事
旗小名字官本事一入心と一筆や
掉射之方には書て文字乳之向れ之

手之要ハ字の跡ヲ留て紙ヲ去之
上ハ一尺金肘ハ下ヲ寸強也天貴
地卑と云儀本ニ依テ掉分ヲ
せハく後ヲ廣く金車歟之地ハ
狭く味方之地ハ廣くと云事也

武蔵国住人　相馬四郎

為言之
る也

一　着到之事

端之
着到　天文十年
九月十一日

十一日
松田与兵衛
大井田四郎次郎
松本二郎兵衛

為言之着到ハ
帳初之手柄の振之
中の取充一入の身
心得のや

十二日
｜
｜
｜

右之通り我組歯病ハ歯病と書来
之時ハ｜｜と書也

一　手負以名判之事　紙端ニ如此書之

手負注文并討死之事

太刀疵　薄手被之　曽根川内道助

鑓疵　薄手被之　吉川武蔵尉

矢疵　深手被之　連川与三左衛門尉

討死　前山左馬尉

右何十何人や　名判書之候や

右手負ハ名字官之疵之手振之上下ニ依而上輩之肘ハ四九疵甲など

加之書之

西山丹後守　鑓疵被之

一　頸注文之事

竪紙にして人数多き時ハ可書也　但

継て紙の端より書申也

康安二年九月七日於薩摩国吉敷

及戦討捕首注文之事

首一　柳孫左衛門　蒲原孫左衛門討捕之

首二　細川左京　古山勘平　道井丹後守討捕之

首一　名字不知　河端孫次郎討捕之

首一　高山九郎　吉良左衛門尉　三浦民部相討

右首数都合七百四十人

此外討捨不知数

頸合と云ハ合戦終りて後の事也合戦
の時の首ハ右首数一百と書也

一 高名の時首札之事

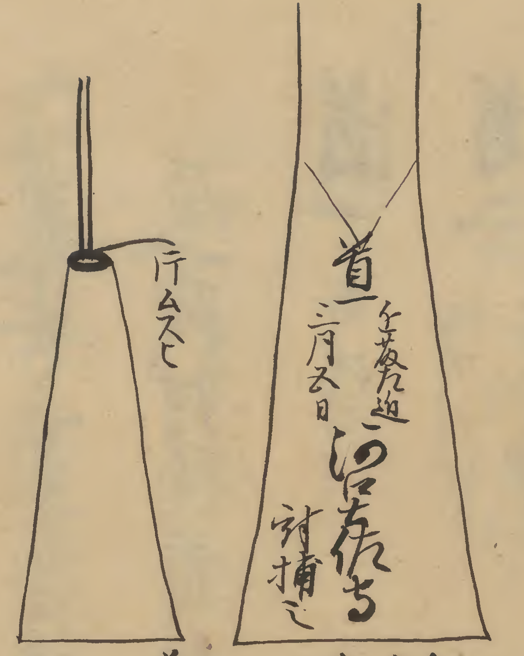

長さ六寸之

討捕人之苗字官
苗字に大文字を書也

め打在之下よせて小字に首を書
右札ハ紙之首の左の髪よこの事也
法師首なれは左の耳よこの事也

首をさしてゆゐ板八寸四方へ持扱左右の
大指を首の毎の耳へ入持口究乃
指よせ板を持て頸の傍顔（カタワラ）を上人の
見る目や面を下合根に仕也為

一 軍陣の時生捕の縄つれも八寸四方之
但今是ハ左之辺作得数件之罪科
者也なとしてきて首ハくさやうにて
まもへてや但人形よりよきへき
なり

一 感状之事

今度於摂津国大塚城合戦之砌
敵数輩討捕并勝利之段感悦
之至候忠節無比類候也子孫に
可傳此状也

康安二年
九月十二日 御諱御判

畠山尾張守殿

去月九日於泉州堺安國之侍等并
國民等討捕野心於八幡表合戦之砌

御方
味方悪及難儀之処其方抽随陣
馳向依当粉骨手略之得勝利
敵数輩討捕之剰被疵目之之
高名無比類之旨之段尤御感候
然者為今度忠節周防中国
中付半分令恩知行可抽
軍忠之状所難違候也

文安元年
六月廿日 義政御判
慈照院殿也

細川右馬頭殿

右料紙ハ鳥子ニ切にして折紙ハ
常のことくして書し小文也

一神社ヘ太刀奉納之事
於武家ハ假令従肥後守 富平権現ヘ
太刀献之時ハ太刀の箱書之に
元和元年月日権中納言従三位兼行肥後守源朝臣利種
如斯一行ニ可書之又従者ハ
駿河守従五位下源朝臣古永と書也 肥後守
もし従五位下ならハ
従五位下守肥後守源朝臣利種と書也

姓の朝臣と云ハ
参議藤原朝臣定家ト書之
名の朝臣と云ハ
参議藤原定家朝臣ト書之
四位の参議ニ限るへし 但参議ハ三位也名の朝臣ハ四位也
是ハ公家の名乗と宮中まての事也四位殿上人
位署書之事 守行兼假令六ケ条
略也

一神前ニ掛物書様之事
奉掛 寶殿 寶前 何之諸願成就歓喜快楽之処也
右掛てはたての方に書之故増年号月日

書出ハ掛り人の苗字官名并もし
自筆書時ハ日の下にかくのことくにて
名乗并私云當時書様有之
此の條時宜也委細口傳

掲（カケル）字

尹祥云官人ハ位署也姿官姓
名乗也ト云々秘事也又式に委しく
述へし

考正庭右言禮式 八

弘安之法式

一 武家方書状通用ニ懸紙ニ料紙と
おてゝも又ハ書物ニても料紙の端より
数端の書出しとの間寸六分や
上下之月日の高さ寸六分亦月日
より向の宛人之右のとし
乍三寸二六の由又と相定りや宛人
貴賤の時ハ右の寸六分と二寸
八分宛に書之月日之宛人之寸
ハかに書ゆ天之ハかくと云心や

同筆より小筆へハ次第に月日
より書上てたへよけて書之但書添て
奥よ向余白無之ハ法とこの略や

一 捻文之事 禮紙無之初之間上所
月日之間も古ハ有之但近も文紙
書諸白紙無之ハ法とも略や捻文ハ
奥の折懸ハ一折宛て折初之
大紙一寸八分計筆へハ次第に
廣くこの折や
右様紙封目事 候令 夕上 夕中 夕下
ナ〆 ナ〆 此封目より一字下え
下て宛人の名をも書にしより封せき
従宛人へさうるや

一 折て本書状料紙ハ捻文よりハ少
大きなるも不苦へ大紙なりとまて
此ノ得有之事へ早下の心として
兼相なる料紙ハ急かへ候其身
相應にの相斗ふや

一 捻文ハ料紙大小心持之事 是以
其身相應の用とて

一 名乗と書状の下端と同程り
書留ハ判ハ一字下へとを宛人をと

重き所何や自然次第〳〵に
たるを見てするを計也大小
の推する事や

一　書状の発端は一書と書出す書状
一ツ書ある時は一筆一ツ書無き時は

一　筆先や書上にて心得也

一　書状の中に音をそ少見ゆる時は
行に書て読みやすき時は真名に
書云也、の儀事や

一　返信の外役人の書状は発端
より何〳〵と其時見計て書べし

発端にあての文言嫌や

一　主人貴人へ捧る書状は常に格別
文体文字迄も心得て可用也や肝要
有るも手状を捧げて随分細密
心得申べしは言語の之式也目式可然
役々格式の配慮也

一　手状端書の事は上下ともに
押返書事は称や自筆の書は
手面に中務し其事を畾紙に或
進呈或は相添て再び其上へ
の紙に一行或は二行乃至三行ともに

事を申し出したらん時ハ
若悪き事に事を不申されぬは不付抜こ
心得して其事よりも又事を之候
さのミ不苦事也

一 返書出し留よハ此元のをみり
志めたり就候よ返る事もと書状
端よもい此之事又返事の留よも
書き候不心得るや端書を書も書状
古ハ此とにハ不事にも返事の留にハ
左中殿宝十五日路当きと申し事ハ
手当稿に随ふ也

此段左中の[illegible]よ
くりしく紀しさう

一 於端書小継と申事一所も書し不
へハ事ハ二十不まそ朔夕の返事よハ
美しく不苦也

一 主人貴人より状を給候所持よ
返事不仕候に返す仕事有之ハ
為貴殿御披露とハ不書こも封御札
の事上処よ書きて書也

一 上輩に名付し事名字を除事
ある儀他国ハ書時ハ如此の如く
の儀ハ名字を除事実人ハ別よ
敬人合し出之心也

此事右之人[illegible]御[illegible]
志うしるとく

一宛人賦分ノ筆初ニ書たとへハ
相山内道勝殿と平時助の字下角
のあかりより少し引さかりて中書除ハ
以下ニて推し
一敬人合示事有之候或示佳会是非
、の中ニ様無益ニ書有之是非
とハ善悪ニ依る詞や
一病人ニ見舞状の病人名之下
或快或平念示後之平字ニて
是を濃、の書之病人或痛或急変
承し未定之事字にてハ其居ニ
、の書くや
一息男人の男の字を書落ての至之
一国拝領あて書入の時ハ国ハ御領
御改判之外自然度なとしく書し
此入設とハ本書之也
一同奉書なとの時就中国御改替
割札并ニ書札下ニ入候き以上
〔も右の通ニ御陳条数ニ記置の也
相守られ候仰下候
名字官 名字誌
月日
名字判
宛所殿

一 封付状之事　寺家日巳刻御状
今廿日午刻ニ到来候 拝見申候 可
申入上包 糊付封目之下ニ 六月廿日
巳刻と書也

一 糊付之書状上書之事

謹上 某殿　山田修理亮

右封目裏にして上中下にわくる
脇付等之宛人之下に其の名字
官の書也

御前
飛鳥井殿　苗字官

右ハ公家ニ飛鳥井殿抔之子息と状
遣時よ手前の名不知時ハあり
宛文御方ニ候也

一 書状結様之事 一筆ハ跳有り
木当ハ結也 此当孫ハ宛人の下に
此方の名を又名乗も書候
名字官等之 縦封ニ付候も
格別之事也
并祥云者従後人の上への書状 杜撰之強ひて
状の礼儀ニ付也

一 二字宛ゝかりしハ以来より書札
このかしハ相手によりて悪しく慇懃に候て
手ゝや無礼の書用まて敬ふ也

一 女中方への文躰の事 男の文躰を
やハらかに仮字にてかくへしや

一 謹上書之事 近代ハ謹上のさま
殿のさま等とかき候也
織田信長公の時代以来脇に不書
自然信長公治世の間より謹上と
候と書人も有之 当時ハ
謹上に殿とハ略して上下共に相書と
書に是る事 世間の譜代遠く不及ハ
天正末より相伝ふ公家の例法も
断絶へ今以武臣に書状より人を
より下もより進上之殿への礼也
上輩へハ謹上之殿 中へハ謹上之殿
下輩へハ謹上之候何篇也

一 子の方より親の方へハ枝折状
の礼や

一 妻の方より夫の方へ花枝折候也
親子の儀に候や 或進上と書も有
有之也

一 父方の祖父へも披露候也

一 母方の祖父へハ等輩の可為礼儀
然とも猶子ならハ渡字可書之

一 親子連判之事何時も日下子也

一 此方(未)判之事人ゝ名乗ハ日付ニ
宛人とのうちの方ニ御座候ハ其の
かりニ可書候也

一 米医師等へ宛所之事
伊庵主老　伊庵老老　伊庵御老
何も上中下可分別也又ハ御房
御房ハ御房主なとも書へし

一 座頭なとへ書状宛所上中下ハ
人によりて文躰亦ハ事有之の但所様
大形書也　假令
座頭検校御坊と可有之也　勝手可
一段所様へ僧正亦ハ長老様等文ハ
此房に
此房へ座頭山伏等よりハ此坊御分
座頭なとハ僧よ可様令限之由
也て検校よりの状也　此房ハ僧
有之也

一 祝言之状書留之事ハ叔後社附
非とこの事哉　縁之也云名乗之附

手状之返事之ハ同筆之也 但帰
聟舅なとハ聟舅共に書や
一 料紙硯重振之事 硯の下に料紙
の折目を右にして二つ重て同料紙
並振之事 上紙ハ手に重て内の
方より出しや
一 帳始の事ハ之也 式正ハ奉紙
多り 他ハ目録とて出状の時上下ともに
宛人の下に此方名字書をなし也
脇付有へし可書也
一 年号書様之事 堅紙の時ハ

言書より一字下て年号月日之
書也 折紙ハ切紙堅紙之料紙
分之ハ脇付年号可為之 公家方ハ
格別之儀也
一 牛王継紙之事 牛王ハ上京紙ハ
下に二の継紙ハ 折紙二ツ 侍ハ三重之
下之 百姓ハ 其社の折紙之
一 折紙前書条数之事 三条法
付事ハ不苦也 但ヶ条数多の時ハ
法外也 仮令条数多少ニよらす
一ツ書ハ中程や 無折紙よりかきらす

一ッ書ハ如此也

一試毫之事

嘉辰令月歓無極

万歳千秋楽未央

君か代ハ千代に八千代に

さゝれ石のいはほとなりて

こけのむすまて

一主人貴人之外ハ包紙ニ書候ハゝ

白紙ニ而常之半紙二つ折ニ

書ニ可書事也

一厳有院殿御代延宝二年九月廿六日

四半の合之衆退出の時国持し

大名千外之面々ニ〆一ふり女の長刀

百騎打にハ籤四本宛渡る

上意也但此の者一人ハ武功の間之

御長刀之名持之者羽州の住人

三条但馬守忠重と云人神器の 足利二

長刀一尺七寸の有之を摘と云て

身之中目釘穴より白紙をとふして札を

付之ふ札よ云 進上御長刀三条但馬守ト

書し伊勢七兵衛貞枝書し

当番也 被札を目へて負 白紙を

扨て年玉とし進上御長刀ハ板倉但馬守
之事にて持出る所に在之而三条
いろ紙とそし札と存候
公義と将志あるゆへ又ハ東吏方ゟ
如何抵粮藉也と様し御の三条
面目子し思ハ大審の出仕を差止
本国へかゝる路次て其変とまあり
凡御メ左試由細川殿ゟ氏を待申
達　上聞之処帰有赦免ゐ是出仕と
云ことかくのことくいろ紙よ御事
例あることや

一天子之御書　詔勅共綸旨共御書之
一院之御書　院宣御書也
一東宮之御書　令旨共懐撰共御書也
一諸宮之御書　令旨　御書也
一関白摂政二公之御書　宿所宣御書也
一禁中之御殿を　殿上と云
一公方之御殿を　殿中と云
一関白之殿を　殿下と云
禁中方殿ハ　後御　入御

一　公方ハ　出御　還御

一　上様并上使氏ニツて御字無し

一　守護とハ国の仕置するを云国主と
云ハ古　内裏より分国を下され
万事の指揮をする是を国主と云り
当時ハ凡人を守護　国司ニ不及也

考正　庭右宮禮書九

弘安之法式

一　於師道七内外之師道相違や依人
随事々の義相叶ふや

一　御宿所書之事路次等此筆座敷を
称する様のことハ不可書之也

一　貴人之御前へ硯箱料紙持出るゝ事
紙の折目を我身の方へなして硯箱の方
向へして料紙のうへに重ねの合し
指を紙と硯の間へ入　御前に持出
硯ハ其人の右之座料紙ハ左之座

蓋なき丸盃ハ蓋ハ絵あらハ丸盃し
絵の頭の方を我方へしてこれ
ふけて盃や蓋ハ絵なくしハ
あふのけてもよし又向の方に
絵あらハ右縁あふのけへし

一 硯を我前へ引出し我たゝミ
ならにして水を入墨を摺墨を
巾(ノゴヒ)ハ盃筆を深谷の縁ニ懸て
傾ケ置し多く人の入ハ紙ニしと
渡すや

一 同納様ハ事始のことく我前へ
硯を引寄せ筆を巾ハさかさまハ
かさねおきて硯の蓋を丸盃のことく
丸盃し料紙のまゝ硯を盃の左
中ほとにし　持出て

一 同筆ハ紙ハ右のことく硯ハ向の方へ
ことく紙のまゝ盃持出紙ハ硯の左
のことく盃蓋斗をし盃や前へ
水など入持出るや

一 床ハ硯盃様硯箱のかに料紙を乗
すへて置き紙の折目我方へなし
硯の海の方を床の間の方へなして

座席し主人出られ候時も
右のごとくおきなすへし
一 書院床に座時ハ床の違棚やうに
座也
一 物書仕様之事 料紙おき見我かたへよせ
硯の蓋をとり我かたへふたをよくなをして
料紙のうへに置なと主人へ右のうへに
かし扇を硯に 水を入て筆を水に
浸て縁にて能く置すて料紙を巻て
前にて置くと後墨をすり料紙と
毛筆とやそらけてこの深さ見えハ

主人へ書との御筆を取て中わけ
書きたる紙を自分にねて書へし
ひざのとるやうにして書物を正しく
右何事も心を静め作の頭を能く
取まとて文章墨色御筆して取経
書間ハ下しおきて後ハ能く経ホホにて
きこしや
一 筆を濡るについ筆の先前まで
真ハ硯のさい中筆ハ墨と水のまかいにハ
筆の毛水とりて墨を含せ流之
墨と水の中へつけて 押へ尾筋也

一墨摺様之事おろしてより摺るゝは
うちの親の前にて摺也、この座時宜也
一の文字形に摺るハ保筆をめぐらし
るなり
一の文字形に摺るを病人或流人なとの
前にてこの摺也
一筆の袖すゝる事真の物ハ四寸
行ハ四寸八分草ハ五寸或さや
一墨摺様之事春ハ懐炭夏ハ懸状ハ紙
冬ハ御前之相模所望や又ハ色して
ぬるま摺よいなる常に能也

一机の尺之事高さ八寸長二尺六寸或ハ二尺
八寸広さ一尺厚さ定法と云ても可依
好なるや
一墨の凍たる時ハ耳の垢を入てすると
云り
一油紙ニ墨不付時ハ紙を温め中ハ又
油をとかし付ての書也
一紙ニ墨不付時ハ白水を入てかき
なり
一冬ハ紙をもて墨不付時ハ糯粉を入て
宜也

一御当家と申ハ等持院殿寳篋院殿
御時代よりハ将軍の御家にて御陣中
なとにてハ　御内書を遊はされし
鹿苑院殿義満公御代より法華
にて御用捨ありて公武　義満公偏後
小松院御猶子となり当家初而号
公方　征夷大将軍太政大臣従一位兼行
右近衛大将准三宮等也　御昇進加之
贈太上天皇尊号此等ハ重貴重
准后除事や
中禅云公方号非此時
右史に心得に要ス者也

一二の人とは関白を申や

一二の上とは左大臣を申や　摂家ハ関白を
前途とし摂家ハ大臣よりなりされとも
関白譲任なくハ諸大臣と何の差別
なくして絶たる家督を継給ふ
人臣末将関白譲与関白譲任成さき
の隔無別成されと成給ふへきなる也

一摂家ハ御当家の摂家九執柄家
中や関白と号る給ふや

一親王の座左大臣同席なる也
准后当代に親王及准后世々の御子ハ
列を重や王孫といへとも梶井花山

皆の源氏ハ清和にてそれ〳〵旅なる
家の總首とする也
一 清花ハ摂関ニ次て補せらるゝ家也
太政大臣まても補任す
一 羽林家ハ正親町三條殿 西園寺殿 山科殿 正親町殿
野宮殿 中山殿 水無瀬殿 持明院殿
庭田殿 土御門殿 中院殿 東洞院殿 白川殿
高倉殿 月輪殿 鷲尾殿 大炊御門殿
一 平松殿 園殿 綾小路殿 六條殿なと
一 名家ハ日野殿 廣橋殿 烏丸殿 柳原殿
甘露寺殿 葉室殿 海住山殿 小川坊城殿

町殿なと也
右外家ハ儀被略し羽林家格也
以内大臣昇進の家ハ有之や于今ハ
大臣清花の等ニて同し也
一 冷泉殿ハ羽林家なれとも歌鞠の
一 御師範ハ四條殿 鏡 横也
一 持明院殿ハ入木道家業にて家板横也
一 摂家の事ハ太政大臣を以昇るを
有し准后にも成也 如此之 但清花
ハ准后ニハ成らぬ事や
ニ外ニ元ハ大中納言或内大臣或
職同之一生也

一 堂上地下と申事 摂家清花諸公家をさして堂上とかや 地下とハ御記録又ハ北面随身醫師陰陽師楽人或ハ加茂日吉平野春日住吉の禰宜や堂上にせられぬを地下と云や

一 公達とハ 〇 執柄之御一門及清花の子息をも公達又ハ花族（クワゾク）とも云や

一 公卿之事 摂家関白及三公大臣准大臣是公也 大中納言参議一位及二位三位是卿也 参議ハ雖為四位猶卿也

一 中将少将ハ何も左右辨及四位五位侍従殿上人也 但三位中将ハ公卿也

法中之事

一 真言 仁和寺御門跡 同 大覚寺御門跡 同 御室 法蔵

一 妙法院御門跡 梶井御門跡 竹内御門跡

一 青蓮院御門跡 是天台宮座主之御門跡也

一 天台宮 聖護院御門跡 後陽成院御宮自古宮門跡長之 此寺ハ山伏之司也

一 法相宮 大乗院御門跡 同 一乗院御門跡 以上南都之寺

一 真言宮 三宝院御門跡

一 真言 勧修寺御門跡 同 随心院御門跡 照高院 後陽成院御弟宮也

一 天台 圓満院御門跡 同 實相院御門跡 三井寺御門跡

一 天台 毘沙門御門跡 以上六ヶ寺公方門跡也

一 天台宮 日光御門跡

公方御門跡ハ宮御門跡より御上座也 宮御門跡
の中ニも仁和寺大覚寺梶井妙法院
青とは上りかとは宮御門跡又ハ摂家之人
諸末寺之住持 本願寺門跡ハ宮之次准門跡 但親王宣下アリ
摂家の 但大僧正親王宣下ナシ 若君 公方御連枝 円 入院有也
本寺嫡孫之有職選 清花の連枝入室
有之ニ付無遂也

一 院家之事 清花之下清花家の息子息
入院有之也

一 勧進帳之事
去年八月於東大寺炎焼者今勧進を
致為一紙半銭之助成者於奉加輩者現世安穏
後生善所不可有疑者也仍勧進如件
　于時年号 月 日 沙門某 敬白
奉加ハ勧進之助成奉加又ハ帳之
本願之書様也 本願より 出家時ハ
文章を書式を書て 日本下名字之姓を
書判を書ニ付て 然ハ本か帳ニハ
其人之名をも 其名の敬をかきともかく也
又銭より上ハ筆宜しく可書之也

附ハ如常文途を書て判をすれし
其次の人ハ名字を書て下に判也

鳥目千疋　山崎近江守判
綿十把　島田備中守判
米三石　今井平貞判

考正　鷹右書札方十　鷹方

一昔唐國より米光得ると屓由光大々を
牢渡船入時（唐崎大納言源政頼卿ハ一條院御宇也）二條西殿御光廻源政頼為
（今ハ三條西殿ハ藤原公時ムノ流ハ非源氏）
勅使為得其大事と語九則上中色相傳云〻
得る方今改当流用來得る〻文字
得る〻言葉ニ二條家肝要也

普廣院殿御代永享之比
白生英得る其鶴得る二疋ニ其集説
感悦之自筆不淺作相一階堂て
中や傍〻

九月十二日御判
奥例之据頭之 左京大夫殿

常徳院殿御代 長享之比
新蔵人之進在京之時御□殿
上意にて年始拝御太刀一腰拝領
これハ御下之自然之四半□一振
并御小袖二重进之候上洛候
拝領

十二月廿二日御判
今川上総介殿

慈照院殿御代 文安之比
丹後守之鶴九連御来御□之会□候
桜吉良左馬助一□や
四月廿日 御判
大館出雲守殿

大知院殿御代 文明之比
然由之由来之鶴二鶴二ツ之候
四十□之禅□之御太刀や拝領
六月廿七日御判
左京大夫殿 細川殿之

同御代

一 鷹据之大鷹一聯之所ニ而鷹飼
是ニ執せ双遊猶白光寺ニ而御相
致候者也

十月二日御下

畠山出雲守殿

恵林院殿様御代大永之比
養倉瑞之為鷹并居様之次第
二本為来候へ之相叶候代ニ而
相細川太郎殿のみや

七月晦日御下

奈田伊豫守とのへ

同御代
鴨撞之鶴一居為来職并其已ニ而
蔵之儀へ御感不斜仍相伊勢守取介
のみや

八月十日御下

里見左衛門尉とのへ

法住院殿様御代永正之比
鷹据之大鷹白鷹据之為鷹飼

右今度遊抄出秘蔵不審思召は
永ゝ古筆見る様伝授之也
御疑の由尊應御筆迄候 偽
の筆にて候由仕合候と決之

深川氏や
右名清翁
名字判

十月九日

今川右馬佐殿

右御同書尊円之文字等政頼流にて
相似申所迄当流之文字ニ筆候ゝ
大形尚ゝこの今井書之也

生ノ文字之事

一赤生 一黒生 一白生 一芦毛

もとの字之事

一居 但小ホゝ
一膳 但大小ホゝ 十 廿 百 ニも
口伝ハ二ヨリノ事也
一連 但二もとより 百 二百とも候
一本見式ホも書ても書と是は
御同書ゝ相似候

鷹之字之事

一大鷹 一小鷹 大君ゝ清鷹之字も違よりも
其ゝハ斟酌

一黄鷹　若鷹巣鷹ニ云

一初草（ハツクサ）　八九月ニ捉ヲ云
兄鷹初草大鷹初草黄鷹当編ニ級や日初ヨリ狩ナリトモ云や

一角鷹（オホ）　此角の字も也や　但当流ニハ不用や

一大鷹（オホ）　秘伝流ニハ鳥此鷹を用ル当流ニ不　不用や

兄鷹（セウ）之事

一兄鷹　通ての書之

一兄鷂　常ニハ如何　当流ニハ不用之

一鶻之事

一鶻　ハヤブサ

一鶻　上ニ同シ

一兄鶻　セウノ時

一隼　足高他流ニ相人ヤ

鷂之事

一鷂　女　常ニハ用也

兄鷂（コノリ）之事

一半鷹　当流ニハ不用

一兄鷂（コノリ）　男

雀鷂（ツミ）之事

一児鷂

一小鷹　不用

一雀鷂　女　常ニ用や

雀鷂（エツサイ）之事

一雀鷹　当流ニハ不用や

一雀鷂　常用や

一鵰鷲　同上

一悦哉　当流ニ用

一刺羽（サシバ）

一花羽

一鵟（アハスレ）　鷹ニ此事ハ何モ中ナル事や

一蒼（ツルイ）

一春（コブシ）　ニノ鷹（タカ）

一 山回(ヤマカヘリ) 山鶴とも申也 ナツルト読之

一 山鶴

一 合虎鳥(アフコトリ) まへ羽よりかへし尾二ツ在と云

一 両虎鳥(モロコトリ) 右のことく小尾二ツ在と云

一 網懸(アガケ) あくほう擬と網懸とも世俗にいふなりとも
みつとくとも鶴なれハ網懸とも犬飼にてハ云とかや
然れとも物て捉するハ何れもとかやあつけると云之

一 巣 足ハ木の巣也

一 窠 足ハ穴の窠也 鶏の附

廣雅云

一 若鶴巣鶴 一歳と云

一 片回(カタカヘリ) 二歳と云

一 諸回(モロカヘリ) 三歳と云

一 諸片回(モロカタカヘリ) 四歳と云

一 黄鷹若鶴や 一歳と云

一 撫鶴(グヨウ) 片回や 二歳と云

一 黄鷹諸回や 三歳と云

四年後とも鳥屋ともや遮羽をとりに
鳥屋の鷹ハ網ニ附右のことく二年
撫鶴三年黄鷹とも書や但大鷹の
時の事也四年ハ鳥屋ふさ毛とも云四年
時ハ諸片回とも云也 四年ハ秋より

又座とハ封字の上を一の座とも云也
数の上を二の座と申書の下の座とも云也
前の上を七の座とも云也　書の座の
座ととは不審也　四季をハ気分にて
あり　但上座の付ハ不及利書座にて
又座の礼ハ又座鶴と座に書てもよきと
書かたる也

座と申此又上所書様之事

一又座并若座後　一兄鶴并鶴後

一兄座并大座後　一大座并小座後

畢本日座控書之事

一ハ控　何れも通り用之也

一擷　一捧　一搯　一掮　是略之略也

右改杉流座之文字在于陰限先人

大段了色并　廣雅之内略抵也

一奉書并御請之事

呈版二とかハ有之　給出ハ別合

互紙にて候て

十二月廿日

伊勢守
貞宗判

丹後守殿
以上参

房相之新座ニ一所ツゝの〳〵之分
御疑ハ不可有之候 拙者
殿中ニ修行候之刻ハ恐惶謹言

十二月廿五日　　伊勢守
　　　　　　　　名字判

武田也
左兵衛督殿　三職ノ一人也斯波也
　人々御中

一御請之ゟ充状也
異服二重御領掌候雖有存候
在殊ハ別段頂戴ハ御沙汰之筋
御前之趣ハ名願ツゝ成被下候尓今於

殿中於可得其意存候之儀候也

十一月廿日　　丹羽左馬佐
　　　　　　　名字判

伊勢守殿
　人々御中

一由儀之為二疋頂仕候白鷹頂戴ハ
宮仕奉法令主格ハ自然之事
並儀ニ於ハ其 御前沙汰被成下候
其様ハ以今於 殿中於可得
其意ハ其ゝ候也

二階堂中務少輔

十一月七日　名字判

伊勢中務介殿
人々御中

就　若君様御誕生之儀雲貴存候
練貫壹段雖左之体候令進之候則
被頂戴候様ニ被仰候而
御披露奉頼候、恐々謹言

六月廿日　右同人
名字判

伊勢下野介殿
人々御中

去十九日之書状今日到来候
委細被見候訖　相国様御拝領
指樽等黄金二貫練貫壹段以
雖左之儀候御祝着候　御礼返答
猶使者申候恐々

十月廿日　首字官
名字判

宛所殿
人々御中

就　大納言様被成名字官御拝領
候之由候　御悦喜候旁以珍重之趣也

以折紙ヲ以被下置頂戴候
御前宜様ニ御取成可被下候恐惶謹言

十一月廿日　苗字官　名乗判

宛名殿

人々御中

一 公方様ゟ寺社へ遣之時被成状之事

言語道断寺号年来世間新春之御慶不可有尽期

参着之一段被遣之候

御前宜預御披露候ニ而候恐々謹言

名字官

月日　名乗判

名字官殿

人々御中

一 奉書之事

言語道断寺号年来世間新春之御慶三年迄

参着之一段則今被成候如

御感之御礼被成　御書候而預頂戴候

尤及御請候清寺号願是被成候迄

御前ニ宜御披露之段被成

御尊意候住合待不申候而御礼申

候様ニ付候而可謹之

名字官
名乗判

月日

名字官殿

一御内書并奉書頂戴仕候事

於殿下 御内書頂戴并奉書頂戴

可有之也不及詫様之頂戴仕 申上

右御内書并奉書頂戴候之時ハ

御前宜敷披露申上候様ニ

名字官

月日　　名乗判

名字官殿
　人々御中

是迄ハ人々御中ハ半分への書様也
是より(か)ための人々御中と心得るへし

右書之時ハ奉書并

御請之書様ハ書や 御書ハ何も名ハ

被出之 御内書ハ何も御書ハ何も

御請ニ被仰下候ニ何も

頂戴ニ 御内書被遣候節

御取次之御返事可被申候

被仰下書也

前讃亡祖父玄庵入道松軒父
又右衛門尉尚祐累年書式律磨
之上弘安禮節及定書記書状為
改成十冊號庭右書札抄且示吊
速之所望字之旨訊加之而傳于孫也
努之不可出國外矣

寛永十四年臘月日

曽我丹波守

尚祐判

以西洞院家本照善本校合畢

右庭右書札十巻者先師
古祐朝臣撰不可疑雖然數逸
之書寫爲焉馬之違并附代之
不同職原之抄說等撰不如是否
後學之所爲也故校病者改正之
補先師之志者也

寛政二年巳閏初穐日源尹祥誌之

隨有校本寫書中之旨意味

書札袖珍實 庭右書札跋實共以下翁内本矣名也

国立公文書館
National Archives of Japan